Title	トレーディング目的で保有する現物商品の会計処理の含意と示唆
Sub Title	Implication and suggestion of accounting for inventories held for trading
Author	伊藤, 眞(Ito, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.7 (2007. 2) ,p.119- 145
JaLC DOI	
Abstract	金融商品に係る会計基準が導入される2000年に,差金決済を行うコモディティ・デリバティブが時価評価の対象となったため,国際相場商品を扱うトレーダーから,内部管理に利用されている「トレーダーが保有する棚卸資産の時価評価」を財務会計に導入する要望があったが却下された。その後,2005年にもIASBとのコンバージョン・プロジェクトの一環として検討されたが,商法評価規定の制約があることから,引き続き検討することとされ,2006年2月の新たな会社計算規則の公布を待って,ようやく同年7月に導入されたトレーディング目的の棚卸資産を時価評価し評価差額を損益に計上する会計処理について,経緯を詳述する。次に,トレーダーのトレーディング取引の実態を分析し,その実態に基づき時価評価の必要性を検証する。さらに,国際会計基準,米国基準,英国基準の処理方法をレビューする。トレーダーの複雑な取引実態を分析してみれば,時価評価によりリスク管理と業績管理を行う内部管理会計数値は,財務情報数値としても有用であり,時価評価の導入は理にかなったものである。そして,日本基準では整備されていないのであるが,現行の会計基準では財政状態・経営成績を適正に表示できない場合の国際会計基準,米国,英国における対応をレビューする。さらに,トレーダーの総ロング・総ショートとマクロ・ヘッジの取引実態及びリスク管理並びに業績管理に基づく会計処理は,対象は異なるが同様の取引を行っている金融機関のバンキング部門の取引の残高について時価評価を導入すべきことを示唆している。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070200- 0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究 第49巻第7号 2007年2月

# トレーディング目的で保有する現物商品の 会計処理の含意と示唆

伊 藤 眞

#### 〈要 約>

金融商品に係る会計基準が導入される2000年に、差金決済を行うコモディティ・デリバティブが時価評価の対象となったため、国際相場商品を扱うトレーダーから、内部管理に利用されている「トレーダーが保有する棚卸資産の時価評価」を財務会計に導入する要望があったが却下された。その後、2005年にも IASB とのコンバージョン・プロジェクトの一環として検討されたが、商法評価規定の制約があることから、引き続き検討することとされ、2006年2月の新たな会社計算規則の公布を待って、ようやく同年7月に導入されたトレーディング目的の棚卸資産を時価評価し評価差額を損益に計上する会計処理について、経緯を詳述する。次に、トレーダーのトレーディング取引の実態を分析し、その実態に基づき時価評価の必要性を検証する。さらに、国際会計基準、米国基準、英国基準の処理方法をレビューする。

トレーダーの複雑な取引実態を分析してみれば、時価評価によりリスク管理と業績管理を行う内部管理会計数値は、財務情報数値としても有用であり、時価評価の導入は理にかなったものである。そして、日本基準では整備されていないのであるが、現行の会計基準では財政状態・経営成績を適正に表示できない場合の国際会計基準、米国、英国における対応をレビューする。さらに、トレーダーの総ロング・総ショートとマクロ・ヘッジの取引実態及びリスク管理並びに業績管理に基づく会計処理は、対象は異なるが同様の取引を行っている金融機関のバンキング部門の取引の残高について時価評価を導入すべきことを示唆している。

#### <キーワード>

トレーディング目的の棚卸資産(コモディティ(現物商品)), コモディティ・デリバティブ, 国際相場商品, 総ロング・総ショート, マクロ・ヘッジ, 時価評価, True and Fair Override

- 1. わが国におけるトレーダー=ディーラーの棚卸資産の評価の経緯
- (1) 旧商法下における棚卸資産の評価

旧商法の下では、流動資産である棚卸資産の評価基準については、原価法と低価法が認められ

<sup>1)</sup> Oxford Advanced Learner's Dictionary 6th Edition (2000年) によれば、各用語は次のように定義されている。トレーダー (trader) とは、仕事 (a job) として物 (things) を売買する人である。ディーラー ノ

2) ていたが、時価評価は認められていなかった。

金融商品に係る会計基準の導入に基づき、2000年1月に金融商品会計に関する実務指針が公表されたときに、差金決済を行うコモディティ・デリバティブが時価評価の対象となったため、国際相場商品を扱う業界団体から、「金先物取引、金先渡取引と組み合わされたトレーディング目的の金地金等や、LME取引に係る先物取引、先渡取引と組み合わされたトレーディング目的の関連商品地金は、時価評価できないか。」という問い合わせが日本公認会計士協会会計制度委員会にあった。このような商品は、流動性が高く、時価を容易に算定でき、かつ、トレーディング目的の要件を満たし、短期的な金融投資としての側面が強く、金融資産と同様の性格を有しているものがあることは認められたものの、「商法第285条の2は、流動資産についてその取得原価又は低価基準に基づく時価をもって評価することを要求しており、金地金等は棚卸資産であるとの解釈から現行法制と会計慣行の下では、時価評価できないものと考えられる」とされた。実際は、この法的制約よりもむしろ、国際会計基準第2号「棚卸資産」(IAS 2)でさえ認められていないので時価評価は認められないという反対が形勢を決した。

しかし、2000年当時有効であった1993年改訂のIAS 2の範囲の最後に、適用除外となっている<u>農林生産物、鉱物資源及び農産物</u>の棚卸資産について、生産過程のある段階における(at certain stages of production;これには生産が完了した段階、すなわち製品も含まれると解される。)正味

<sup>、 (</sup>dealer) とは、その商売 (business) が特定の製品 (a particular product) の売買を行う人である。後者の方がより限定されたイメージが強いが、物を売買することを業としている人々という意味では、同じものと解される。注39で、米国基準に関連して出てくる、ブローカー (broker) とは、他の人々のために、もの(たとえば、株式)を売買する人である。研究社の新英和中辞典 第7版 (2003年) の訳語は、仲買人となっている。

<sup>2)</sup> 旧商法施行規則第28条(流動資産の評価)。省令(商法施行規則)に規定する前は,商法285条の2。

<sup>3)</sup> 武田隆二「最新 財務諸表論」第9版229頁には、「金鉱山の採金収益については、生産された金粉又は金棒は、固定的価格をもつ高度に市場性のある資産であるから、金が処分しうる形態に達すれば販売前において収益を認識することができる。すなわち、生産基準の適用である。政府の買入価格の定まっている農産物からの収益についても生産基準が適用される。……収穫基準と呼ぶ。」と書かれているが、一般的な会計基準として認められてきたものではない。また、この文章の内容自体は、当初認識時の測定に時価を適用するものであり、その後の時価評価まで言及してない。したがって、同書第25章棚卸資産では、時価評価について言及されていない。

藤田敬司「現代資産会計論」2005年98頁には、次のような指摘がある。「投機的資金が流入する今日の相場商品市場では、産業目的で実物取引を行うとしても、商品価格のボラティリティが大きくなり、取引リスクが増大する。そのためデリバティブによるヘッジ取引に走らざるを得ない場面も加わる。そうであれば、国際相場商品は限りなく金融商品に近づく。リスク・マネジメントのためにも必然的に時価評価会計に依らざるを得ないことになる。ただし、制度会計上の制約から、棚卸資産の時価評価は極めて限定されることはいうまでもない。」また、同書101頁から102頁において、時価ヘッジ会計の適用の話から、国際的相場商品については全面的時価評価主義を採用すべきだという考え方に傾くことは自然であるとしている。

<sup>4)</sup> 金融商品会計に関する Q&A, Q21 (2000年9月)。なお,2006年7月公表の企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」によりトレーディング目的のものは時価評価できるようになったため,2006年10月改正の金融商品会計に関する Q&A において,Q21は削除された。

<sup>5)</sup> 金融商品第1専門委員会では、評価益の配当可能利益からの控除を前提として時価評価を容認する Q&A の案を作成したが、会計制度委員会正副委員長会議において IAS 2を根拠とする 2人の反対により認められなかった。しかし、IAS 2の適用除外を熟知していれば反論できたはずであるが、残念ながら当時、筆者は、そこまで読み込んでいなかった。

実現可能価額で測定されるが、これは農産物の収穫ないし鉱物資源の採掘を行い、かつ、その販売が先物契約や政府保証によって確実である場合、あるいは販売が確実な市場が存在し、かつ販売できないリスクがごく僅かである場合に生じると述べられており、IAS 2 は、時価評価を行う例外を認めていた。

## (2) 国際会計基準審議会との会計基準統合化プロジェクト

企業会計基準委員会(ASBJ)は,2005年,国際会計基準審議会(IASB)との間で国際財務報告基準(IFRSs)との統合化のための検討項目の一つとして棚卸資産(短期項目の第1フェーズ)をあげ,専門委員会で審議を始めた。わが国の棚卸資産の会計処理と2003年12月改訂の IAS 2 との主要な差異は,IAS 2 においては低価法しか認められていない点であるが,さらにその範囲において,「棚卸資産を公正価値から売却するためのコストを差し引いた額で測定するコモディティ(現物商品)のブローカー=トレーダーによって保有されている棚卸資産の測定には,IAS 2 は適用せず,その棚卸資産が公正価値から売却するためのコストを差し引いた額で測定されるときに,公正価値から売却するためのコストを差し引いた額の変動額は,その変動の期間の損益に認識される。

ASBJにより2005年10月19日に公表された「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」の論点8(以下「論点整理 論点8,2005年」という。)では、棚卸資産として取り扱われている現物商品の中には、流動性が高く時価を容易に算定できる市場の存在を前提に、当該市場での価格変化の変動に基づいて利益を獲得するために先物取引等と組み合わされ、同一現物商品について反復的な購入と売却が行われているものがあり、これは売買目的有価証券と同様に、金融投資としての側面が強いとし、時価評価がなじむとされた。しかし、流動資産の評価に関する規定(旧商法施行規則第28条による、原価法若しくは低価法)から時価評価し評価差額を当期の損益とする処理はできないものと考えられるとしたうえで、商法上の制約が将来にわたって存続するかどうかを見守りつつ、引き続き検討することとされた。

<sup>6)</sup> IAS 2 (1993年改訂) 第 3 項 (下線は筆者による。) (国際会計基準書2001年, 75頁)

<sup>7) 2005</sup>年1月以降 EU 域内にある上場企業は国際財務報告基準(国際会計基準を含む。)を適用しなければならなくなったが、EU 内の証券取引所に上場している外国企業は、2007年まで延期された(2006年にIASBと FASBとの統合化プロジェクトに対応し、さらに2009年まで延期)。それまでに、可能な限り日本の会計基準と IFRSs とを統合化しようとするもの。

<sup>8)</sup> 原価配分に関し、個別法、先入先出法及び加重平均法(ただし、一定期間ごと又は購入の都度とされているため、総平均法は認められていないと解され、月別平均法又は移動平均法が該当する。)しか認められていないが、今回の検討対象にはならなかった。なお、日本では原価配分方法を棚卸資産の評価方法と称している。

<sup>9)</sup> IAS 2 第 3 項(b)

<sup>10)</sup> 金融投資とは、売買目的有価証券のように、時価の変動により利益を得ることを目的としており、売買市場が整備され、また、売却することについて事業遂行上の制約がないものである(論点整理、論点8,2005年)。

#### (3) 会社法のもとにおける棚卸資産の評価

2005年6月の会社法公布に伴い2006年2月7日,会社計算規則が公布され,資産の評価については,原則として取得原価によるが,事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産(筆者注:低価法を適用する場合の時価),市場価格のある資産(子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。),そのほか,事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産については,事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができるものとされた。この規定により,トレーディング目的で保有する国際相場商品は,市場価格のある資産であり,時価を付すことが可能となったので,会社法上の制約がなくなったと解される。

#### (4) 会社計算規則公布後の会計基準における棚卸資産の評価

2006年7月5日, ASBJより,企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2008年4月1日以後開始する事業年度から適用するが、早期適用することができる。以下「棚卸資産評価会計基準」)が公表された。これによれば、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理し、その損益は、原則として純額で売上高に表示することとなった。なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、「金融商品に係る会計基準」における売買目的有価証券に関する取扱いに準じるとされた。

このような処理が導入されたのは、当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資家にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられるためである。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場(例えば、金の取引市場)の存在が前提となる。また、そうした市場でトレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として

<sup>11)</sup> 会社計算規則(資産の評価)第5条第6項

<sup>12)</sup> トレーダーが保有する棚卸資産は、原則としてトレーディング目的で保有するものということができる。これに対し、トレーディング目的で保有する棚卸資産の主体は限定されていないから、トレーダー以外にもあり得るという意味で、トレーディング目的で保有する棚卸資産を判定基準とした方が一般化され、売買目的原価証券という分類と整合し、会計処理の適用範囲が広いイメージを与える。しかし、トレーダー以外でアービトラージュやマクロ・ヘッジ等の複雑かつ高度な取引を行う会社はほとんどないと思われ、たとえ、相場商品のトレーディングを行っている(ここでイメージされているのは、単に相場変動差益獲得を目的とした単純な投機目的の取引であると解される。)としても、高度な取引を行っていない場合、時価評価をする企業は極めて少ない(この場合、筆者は、原価法と評価損で対応可能と考える。)と思われる。したがって、トレーダーの保有する棚卸資産を対象とし、IAS 39及び米国基準のように業種特有の処理とした方が合計基準の構成としては適切であったと考える。

<sup>13)</sup> 棚卸資産の評価に関する会計基準,第16項

<sup>14)</sup> 同上第19項

<sup>15)</sup> 同上第16項

<sup>16)</sup> 同上第60項

## 表1 トレーダー=ディーラーの取引形態とポジション

	ロコ・ロンドン	ロコ・東京	
マーケット・メーカーとして		1 2 未永	
① 現物 (スポット) 取引 ② 先渡取引 (相対取引)	スポット取引買い スポット取引売り 先渡取引買建て 先渡取引売建て	スポット取引買い スポット取引売り 先渡取引買建て 先渡取引売建て	
投機 (スペキュレーション) ① 現物 (スポット) 取引 ② 先渡取引 (相対取引)	スポット取引買い スポット取引売り 先渡取引買建て 先渡取引売建て	スポット取引買い スポット取引売り 先渡取引買建て 先渡取引売建て	
③ 先物取引	(ニューヨーク 商 品 取 引 所 = COMEX) 先物取引買建て 先物取引売建て	(東京工業品取引所=東工取) 先物取引買建て 先物取引売建て	
裁定取引(アービトラージュ) ① 現物と先物	(ロコ・ロンドン・スポットと東工取(先物)との裁定) ロコ・ロンドン・スポット買い,東工取売り ロコ・ロンドン・スポット売り,東工取買い		
② ロケーション・アービトラ ージュ	ロコ・ロンドン買いとロコ・東京売り ロコ・ロンドン売りとロコ・東京買い		
<ul><li>ブリオン・バンキング</li><li>① スワップ取引</li><li>② リース取引</li></ul>	(スポットと先物の交換) スポットの売り・先物の買い スポットの買い・先物の売り (リース料を授受する) 金地金の貸し 金地金の借り		
ジョッビング		(東工取で同一日中に売買を繰り返す) 先物契約買建て 先物契約売建て	
オプション取引		売建現物プット・オプション (相対取引) (注2) 買建先物コール・オプション (東工取) 買建先物プット・オプション (東工取) 売建先物コール・オプション (東工取) 売建先物プット・オプション (東工取) 売建先物プット・オプション (東工取)	

- 注1. この表は、池水雄一編著 1993におけるディーリングの記述に基づき作成。なお、東工取の金オプション取引は、2004年 5 月に上場された。
  - 2. 売建現物プット・オプション(相対取引)の顧客のほとんどは金生産者であり、東京時間(東京市場が開いている時間)ではオーストラリアの金生産者とのオーストラリア・ドル建金オプション取引がある。

処理することが適当と考えられるとされた。

これらの内容は、2006年4月4日公表の公開草案と同一である。

## 2. わが国におけるトレーダー=ディーラーの実際の金取引

コモディティで最も流動性が高く取引金額も大きな金地金について、わが国のトレーダー=ディーラーがどのような取引を行っているのか見てみよう。総合商社で貴金属ディーリングを行っている池水雄一の編著「ゴールド・ディーリングのすべて:マーケットとディーラーたち」1993(以下「池水雄ー編著 1993」という。)に記述されているトレーダー=ディーラーの取引形態とポジションの構成内容は表1のとおりである。

#### (1) ロコ・ロンドン取引とロコ・東京取引

金現物市場の中で世界中の取引の中心となっているのはロコ・ロンドン(Loco London)取引で、「ロコ・ロンドン」とは、ロンドンで金を受け渡す条件の価格を意味する。ロコ・ロンドン市場とは、ロコ・ロンドンを基準とした相対のスポット市場であり、マーケット・メーカーが集中して存在している地域である、シドニー、東京、香港、チューリッヒ、ロンドン、ニューヨークが該当する。東京には、東京で金を受け渡す条件の価格による売買取引であるロコ・東京取引もある。ロコ・東京とロコ・ロンドンの取引ルールの比較は表2のとおりである。

<sup>17)</sup> 同上第60項

<sup>18)</sup> 金地金以外にトレーダーが取引する国際相場商品には、貴金属に属する銀地金、プラチナ地金、ラジウム地金、非鉄に属するアルミニウム地金、銅地金、錫地金、鉛地金、ニッケル地金、亜鉛地金、エネルギー関係の原油、石油製品(ガソリン、灯油)、穀物に属するトウモロコシ、大豆、小麦、コーヒー豆、粗糖がある。そして、今後活発な市場になりうるものとして炭酸ガス排出権(EUAs、CERs)がある(会計基準委員会実務対応報告第15号、2、(1)、2006年7月改正)。

<sup>19)</sup> 東京市場では日本の法律上、銀行や証券会社が商品である金地金の取引を行うことができないため、商社がその担い手になっている(池水雄一編著1993、183頁)。これに対し、欧米では銀行が主たる担い手となっている。

<sup>20)</sup> 金取引の中心となっている市場で、5大業者(ロスチャイルド、モカッタ、ジョンソン・マッセイ(メイス・ウエストパックが継承)、サミュエル・モンターギュ・ピクスレー)が存在し、彼らが毎日2回行う値決め(Fixing=フィキシング)は、世界の金価格の指標的役割を果たしている。マーケット・メーカーは5大業者をはじめとして証券会社、銀行など多数にのぼり市場の流動性は非常に高い(池水雄一編著1993、33頁)。

<sup>2004</sup>年にチェアマンであったロスチャイルド社がコモディティ・ビジネスを縮小したことによりフィキシングから撤退、現在はスコシア・モカッタ、バークレイ銀行、ドイツ銀行、HSBC、ソシエテジェネラルの5社(チェアマンは輪番制)が、毎日午前と午後に電話で売買注文を突き合わせ、折り合った価格をフィキシング・プライス(値決価格)として世界に向けて発信している。この「値決め」を中心にロンドン金市場では、多くの参加者が活発に取引を行っており、価格は時々刻々と変化している(三菱ゴールドパークマーケット用語集 http://www.mmc.co.jp/gold/market/term/index.html #03、2006年7月11日)。

項目	ロコ・東京	ロコ・ロンドン	
建值	円/グラム	ドル/オンス(31.1035グラム)	
取引単位	50キログラム	5,000オンス(注2)(約156キログラム)	
決済条件	2 営業日後支払い	2 営業日後支払い	
受け渡し	当日もしくは翌営業日東京で受け渡し	2 営業日後ロンドンにて口座付け替え	
受け渡し供用品	99.99%, 1キログラム・バーブランドの指定はないが, ロコ・ロンドンに準ずるという暗黙の了解がある。	99.5%以上,300~400オンス・バー LBMA(注3)により指定されたブラン ドに限られる。	

表 2 取引ルール

- 注1. 池水雄一編著 1993の41頁の図表1-4を転載
  - 2. 公式には4,000オンスであるが、実際には5,000オンス単位で取引されている。
  - 3. London Bullion Market Association (貴金属ディーラーの自主規制団体)

ロコ・ロンドン市場の参加者はロンドンの銀行や金取引業者に、銀行の当座預金のような金口座を開設し、取引を行うたびに、その2営業日後にその口座より相手の口座へ金純分(筆者注:売り買いのネットの数量)を付け替えることによって決済する。その代金である米ドルは取引の2営業日後に各参加者の指定するニューヨークの銀行の米ドル口座に振り込まれる。

金口座には、金地金の受け渡しを伴う Allocate Account(顧客は買い付けた金地金について、自己が保有すべき金地金の数量、品位、通し番号等の詳細を記帳する)と、受け渡しを伴わない Unallocate Account(買い付けた金地金の「量」だけ記帳し、一定量の金地金を持つ権利だけを保有する形態を取り、保管・保険料が安くなる)がある。後者の方が一般的である。この金口座は、抽象的な金であり、正に通貨(円を機能通貨と仮定した場合の外貨の一つとして)と同じ機能を果たす。

ある時点の理論的なロコ・東京の金の価格は、当該時点のロンドン渡しの金の価格(ロコ・ロンドン価格)をその時の為替相場で換算し、当該換算額にロンドンから東京市場へ運び売却するた

<sup>21)</sup> 池水雄一編著 1993, 28頁

<sup>22)</sup> 木原大輔 1982, 291頁

<sup>23)</sup> 同上

<sup>24)</sup> 三井物産は、2006年3月期の個別財務諸表(有価証券報告書)において、現物の受渡を伴わない金口座等を用いた先渡取引について次のような会計処理の変更を行ったが、実態から考えて、この変更は適切なものと考える。「金融機関に設定した口座を用いた貴金属相場商品に係る先渡取引について、現物の引き出しも可能であるという取引の性格を鑑み現物取引として扱い、その約定に係る予定取引をヘッジする先物取引について繰延ヘッジ会計を適用していた。しかし、先渡取引は現物の受渡・引出を伴わず口座間の貸借記によって所有権を移転する商習慣に従って行われていること、マーケット・メーカーの存在、換金性の高さから、商品の転売買が容易に可能であること、活発な取引の下で相場が形成されていると考えられることなど、純額決済と実質的に異ならない状態に置かれておりデリバティブとしての性格がより強いと判断されるに至ったため、取引の実態をより正確に反映すべく、当期より当該取引約定をデリバティブとして取り扱うこととした。ヘッジ手段の先物取引の評価差額についてもヘッジ会計を適用せず当期損益に計上することとした。この変更により、当期純利益は127億円増加している。」(筆者が一部要約)

<sup>25)</sup> 木原大輔 1982, 291頁

めのコスト(プレミアム:ロンドンでの金の純度(99.5%)を東京の受渡基準純度(99.99%)に精錬する費用と東京まで持ってくる費用)を加えたもので、ロコ・ロンドンの金のスポット相場とドル・円の為替相場に連動して動く。東京における需給関係、ロコ・ロンドンを中心に取引を行うのか、ロコ・東京を中心に取引を行うのかにより、実際のロコ・東京プレミアムが理論値と異なる場合、ロケーション・アービトラージュが行われる。

#### (2) 金地金取引

## ① マーケット・メーカー

マーケット・メーカーは、他のマーケット・メーカーや顧客に価格を聞かれたときに、自分のポジションや立場にかかわらず、買値(Bid)と売値(Offer)を同時に提示し(マーケット・メーク)、売り・買いの意思表示があったときには、ロコ・ロンドンの場合、通常、最低引受義務単位5,000オンス(公式には4,000オンス)の取引を行わなければならない。

その結果、スポット取引買建・売建、先渡取引の買建・売建のポジションが発生するが、投機の場合と同様に取引時間以外ではポジションを取ることは少ないから、その日の取引終了時までには、少なくともネット・ポジションについては直物取引、先物取引又は先渡取引で買い又は売り埋めることになる。言い換えれば、マクロ・ヘッジを行っている。

#### 2 投機

投機とは、単純に相場の変動を予想して、買建(ショート)もしくは売建(ロング)のポジションを取ることである。この対象にはスポット(現物)と先物がある。また、スポットと先物の値差の動きを対象とするものもリスクの大きさの差はあるものの投機の一形態といえる。ディーリングと呼ばれるもののほとんどすべてが、投機としての側面を持っている。なお、日本の商社の大部分は、取引時間内にはロコ・ロンドンや東京工業品取引所(東工取)で積極的に価格リスクを持つ(ポジションを持つ)が、取引時間以外ではポジションを取ることは少ない。

#### ③ 裁定(アービトラージュ)取引

スポット価格から先物の理論値が計算される。現物価格に、契約時に現物を取得した場合の先物期日までの資金負担コストを加え、その期間リースした場合のリース料収入を控除した金額が先物の理論値である。ロコ・ロンドン市場と東工取との裁定取引は、東工取の先物価格が当該理論値より高ければスポットを買い、東工取を売る、逆に理論値より安ければ、スポットを売り、

<sup>26)</sup> 池水雄一編著 1993, 101頁, 102頁

<sup>27) 1993</sup>年におけるロコ・ロンドンの東京市場のマーケット・メーカーには、住友商事、丸紅、三井物産、日商岩井(現在、双日)、三菱商事がある(池水雄一編著 1993, 30頁)。ロコ・東京のマーケット・メーカーには、住友商事、丸紅、三井物産、日商岩井、三菱商事、伊藤忠商事、トーメン(2006年、豊田通商と合併)、豊田通商、住友金属鉱山、三菱マテリアル、徳力本店がある(池水雄一編著 1993, 41頁)。

<sup>28)</sup> 池水雄一編著 1993, 69頁

<sup>29)</sup> 池水雄一編著 1993, 71頁

<sup>30)</sup> 先物の理論値は常に現物よりも「金利コストーリース料収入」だけ高くなる(「コンタンゴ」という。)が、現物の商品が不足するときは、先物が現物よりも安くなるときがある(「バックワデーション」という。) (池水雄一編著 1993, 59頁)。

東工取を買うことにより、金地金の相場変動に関し、スポットと先物の値差に対する投機を行う。 このような取引の場合、ドル/円の為替リスクが生じるから、それを回避するためには為替予約 によるヘッジを行うことになる。

また、東工取における限月間のアービトラージュ取引もある。

#### ④ ブリオン・バンキング (スワップ取引とリース取引)

ブリオン・バンキングとは、貴金属の通貨的側面を利用した金融オペレーションのことで、先物やフォーワード取引を利用したスワップ取引や相対のリース取引を行うことによって貴金属の運用・調達を行うことである。ロコ・ロンドンのスワップ取引は現物と先物のポジションを交換するという形式で行われ、単純にスポット物の決済日を先延ばしするものである。このスワップ取引にはドル資金の動きが付随している。例えば、現物のロング(買い持ち)ポジションを先に延ばすためには、現物を売り、先物を買う、現物のショート(売り持ち)ポジションを先に延ばすためには、現物を買い、先物を売る。この結果、現物のポジションは打ち消され、フォーワードのポジションのみが残る。

#### ⑤ ジョビング

ジョビングとは、東工取(ザラバとして取引時間中は何時でも取引ができる)で売り建てた後、 売った価格の1円又は2円下の買い注文を入れ、その価格で売手が注文を入れれば、そのまま利 益が確定できる。このような狭い範囲で売買を繰り返すことをジョビングという。

#### (3) 総ロング・総ショートと内部管理

前述のとおり、日本の商社(本社の営業部門)の大部分は、東京時間の取引時間内にはロコ・ロンドン、ロコ東京又は東工取、COMEX(24時間取引)で積極的に価格リスクを持ったとしても、取引時間以外ではポジションを取ることは少ない(基本的に商社の大部分はアービトラージャーと考えられている。)。確実に利益が獲得できることが明らかな場合(通常、例外的なケース思とわれる)を除き、取引時間以外ではポジションを取らない、これは、東京の取引時間外にも、ロンドン、ニューヨーク等海外市場で金の相場が変動するので、そのリスクを避けるためと解される。このようなオーバーナイト・ポジションは持たないという方針のディーラーの場合、取引時間中に買い又は売りのポジションをとっても、相場の動きを見ながら当日中にネット・ポジションについては何らかの反対取引を行いゼロとする。その結果、現物在庫と金口座残高を含むロング(主に買建)・ポジションとショート(主に売建)・ポジションは、原則として合計数量では一致する。また、原則としてアービトラージュ取引しか行わない方針のディーラーのポジションは売りと買いの数量が一致しているので金の価格変動リスクは生じない。

このような取引方針をとる場合における契約種類別のロングとショートのポジションをまとめてみると表3のようになる。

かかるディーリング取引において、ロコ・ロンドンの在庫(金口座残高)は、アービトラージュ 取引を主とした様々な取引の結果、決済日を迎えたため保有しているもので、当初から現物の受 け渡しを意図して保有したものではない場合もある。このような場合、現物を保有すると金利が

表 3 契約種類別のロングとショートのポジション

ロング(買建)	ショート(売建)
金在庫(東京)(倉荷証券を含む) (円建)	
金口座残高(ロンドン)Allocated account(ドル建)	
金口座残高 (ロンドン) Unallocated account (ドル建)	
ロコ・ロンドン-買建未決済残高(最長2日間) (ドル建)	ロコ・ロンドン-売建未決済残高 (最長 2 日間) (ドル建)
ロコ・東京買建未決済残高 (最長1日) (円建)	ロコ・東京売建未決済残高(最長1日)(円建)
買建先渡契約残高 (円建=ロコ・東京)	売建先渡契約残高(円建=ロコ・東京)
買建先渡契約残高 (ドル建=ロコ・ロンドン)	売建先渡契約残高 (ドル建=ロコ・ロンドン)
買建先物契約残高(円建=東工取)	売建先物契約残高(円建=東工取)
買建先物契約残高(ドル建=COMEX)	売建先物契約残高(ドル建=COMEX)
貸荷残高(円建=ロコ・東京)	借荷残高 (円建=ロコ・東京)
貸荷残高 (ドル建て=ロコ・ロンドン)	借荷残高 (ドル建=ロコ・ロンドン)
買建コール・先物オプション(円建=東工取)	売建コール・先物オプション(円建=東工取)
売建プット・先物オプション(円建=東工取)	買建プット・先物オプション (円建=東工取)
売建プット・現物オプション(オーストラリア・ ドル建=相対取引)	

かかるため、直ちに直先スワップをしたり、リースしたりするディーラーも少なくない。

同様に、ロコ・東京においても、アービトラージュ取引を主とした様々な取引の結果、金地金の在庫が生じるが、ディーリング取引における当該在庫の性質は先物契約、先渡契約と変わらない。

このような二つ以上の通貨建ての異なる時価が存在し為替予約も絡む複雑なポジションである場合,デリバティブである先物契約残高,先渡契約残高及びオプション取引残高とともに,貸借荷残高,ヘッジのための為替予約残高,さらに,棚卸資産である金の在庫と金口座残高も含め総ロング・総ショートのすべてを時価評価し,評価差額を当期損益に計上することによって,ディーリング取引の経済実態を把握することができる。言い換えれば,金のディーリング取引から生じたすべての残高について,全面時価評価することにより,はじめて当該ディーリングの現実の姿を把握できることになる。その一部として棚卸資産である金の在庫と金口座残高の時価評価がある。

内部管理上,売買越のポジションの限度設定と,損切限度の設定が,部門とともに,ディーラーごとにも行われている。その確認のため,リスク管理の一貫として,企業は日々,時価評価

を行い、ポジションが大きく複雑な場合には Value at Risk (VAR) によるリスク管理も行っている。このような時価評価数値はデーラー及び部門の業績評価にも使われている。ディーリング部門に関係するディーラー(フロント)、ミドル・オフィス、バック・オフィス、関連経理部門の各管理者及びスタッフは、すべてを時価評価することにより、はじめて実態が把握でき、当該内部管理情報は会計情報としても有用だと強く主張している。

#### (4) ヘッジ会計の適用不能性と全面時価評価

アービトラージュとマクロ・ヘッジを行っている上に、取引量も非常に多いため、トレーダーの取引に、ヘッジ会計の要件を満たさなければならないヘッジ会計を適用することは、トレーダーの迅速かつ効率的なトレーディング取引を阻害し、業務処理コストを含むコストも極めて高いものになる。

例えば、顧客から買いの意思表示があり売建先渡契約を締結した場合、相場を見ながら、当日中に買建先物契約によりヘッジする。その後、さまざまな顧客と取引を行い、他の顧客と買建先渡契約を締結した場合に同様に売建先物契約でヘッジを行う。このような取引の結果、先物契約で同一受渡期日、かつ、一定の取引単位の数量につき売建と買建が一致していることが、先物契約のポジション管理により確認できると両者を清算する。その結果、当該ポジションに係るブローカーに対する手数料がなくなり、含み損益のポジションの証拠金受授が不要となる。一方、顧客との現物の受渡しについては、数量ベースで自動的に一致していることになる。しかし、ヘッジ会計を行うとヘッジ手段を両建てで維持・管理しなければならないため、管理対象も増加しコストもかかってしまう。

棚卸資産評価会計基準によれば、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当とされている。しかし、トレーダーの取引は、アービトラージュという売建取引と買建取引を同時に行う、言い換えれば売買取引が成立している。また、マーケット・メーカーとして顧客等から受ける取引及び投機取引についても、通常、当日中にネット・ロング(又はショート)・ポジションを売り建てるか、買い建てることにより、数量全体では売買取引が成立している。短時間に売買を繰り返すジョッビングも売買取引が成立している。先物やフォーワード取引を利用した現物と先物のスワップ取引も時間差のある売建てと買建て取引の組合せである。現物もこれらの買建取引から発生し、対応する売建契約が未決済の場合もある。また、現物のみが純粋に生じ、当日中に売建契約が成立しなければ、先物若しくは先渡契約等でヘッジする。金地金の貸借残高は物的債権債務であり、貸荷は返済を受ければ棚卸資産となり、借荷は物的返済義務であり、それぞれ将来における物の受授を行うという点では、買建・売建約定と同一の性質を有する。

このようにトレーダーの取引残高に係る損益は、通常、日々確定していて、後は受渡決済なり、 差金決済が残っているだけである。現物もそれを構成する一つである。このような取引を物理的 に場所別かつ時系列的に分解し受渡時に売上又は現物を認識し原価配分を行うとすれば、まった く別の姿の損益となってしまう。 現物に係る損益が確定、又は、ほぼ確定しているのであれば、すべてのポジションを全面時価 評価する必要があり、かつ、それしか測定方法はない。全面時価評価し評価差額を損益に計上す る会計処理は、内部管理上も、投資家にとっての財務情報としても極めて有用なものである。

かつて、あるチーフ・ディーラーに話を聞いたときに、彼は次のように語った。「単に投機目的ならば、こんなに人も組織もシステムも必要ない。我々は、アービトラージュ取引により組織的に確実に利益を獲得するため、リスク管理を行っている。」プロは、単純に市場価格の変動による評価差益を獲得するための投資活動を行っているのではないようである。

- 3. 国際会計基準第2号「棚卸資産」における棚卸資産の時価評価と国際会計基準 第39号「金融商品:認識と測定」の対象となる非金融項目の売買契約
- (1) 国際会計基準第2号「棚卸資産」における棚卸資産の時価評価

2003年12月に改訂された国際会計基準第2号「棚卸資産」(IAS 2) の範囲において、コモディティ (現物商品)のブローカー=トレーダーによって保有されている棚卸資産がこの基準の対象外であることが、次のように明記された。これは、2005年からのEU上場企業に対する国際財務報告基準の強制適用に際し、EUにおけるトレーダーの会計実務慣行を公正妥当なものとして認め明記したものと解される。

棚卸資産を公正価値から売却するためのコストを差し引いた額で測定するコモディティ (現物商品)のブローカー=トレーダーによって保有されている棚卸資産の測定には、IAS 2 は適用しない。その棚卸資産が公正価値から売却するためのコストを差し引いた額で測定されるときに、公正価値から売却するためのコストを差し引いた額の変動額は、その変動の期間の損益に認識される。

この IAS 2 不適用と時価評価の会計処理の明記は、次のような理由である(下線は筆者による。)。

IAS 2 の公開草案は農林製品,鉱物資源の非生産者の棚卸資産を、彼らの棚卸資産が確立された産業の実務に従って正味実現可能価額で測定される限り、その範囲から除外することを提案した。しかし、複数の回答者は、次の理由によりこの範囲の除外に同意しなかった。この範囲の除

<sup>31)</sup> 売買目的の有価証券については、対象である上場株式/上場公社債の銘柄数は多く、かつ、株式については、株価指数先物、上場株価指数オプションはあるが、個別株式等の先物、オプションはない。国債については債券先物があり、公社債については、金利スワップ、金利オプション、金利先物、クレジット・デリバティブのヘッジ手段がある。また、借入金とのアービトラージュも可能である。これらの残高も巨額であり(たとえば、東京三菱 UFJ フィナンシャル・グループの2006年3月期連結財務諸表の売買目的有価証券は8.8兆円である。)、売買目的有価証券のディーラーは、市場の中に身を置き、市場の流れに沿って、正にその変動から利益を獲得することを目的としている。これに対し、金地金等の貴金属の残高は何桁も少ない。通常、一つの相場商品を1人又は複数のディーラーが担当し、アービトラージュ等を行い、総ロング・総ショートにより、リスク管理している。

<sup>32)</sup> IAS 2 第 3 項(b)

<sup>33)</sup> IAS 2 BC6

外は、ブローカー=トレーダーのすべてのタイプの棚卸資産に適用すべきであり、 確立した実務は、これらの棚卸資産をマーク・ツー・マーケット (筆者注: 値洗基準) アプローチに従うことであり、IAS 2 の正味実現可能価額に関するガイダンスは、適切ではない。

審議会は、これらのコメントに説得力があると考えた。それゆえ、審議会は、この基準が次の棚卸資産の測定に適用すべきではないことを決定した。

- (a) 農業と林業製品,収穫後の農業製品および,鉱物および鉱物製品の生産者。ただし,当該製品が正味実現可能価額で測定される範囲内で。
- (b) 棚卸資産が公正価値から販売するためのコストを差し引いた額で評価される場合のコモディティ (現物商品) のブローカー=トレーダー

審議会は、さらに、その期間の棚卸資産の損益への影響の測定は、そのような適用除外が認められる棚卸資産の測定属性と首尾一貫している必要があると決定した。したがって、(a)または(b)の要件を満たすために、本基準は、棚卸資産の認識された金額の変動額が当該期間の損益に含められることを要求している。審議会は、コモディティ・ブローカー=トレーダーの場合には、彼らが価格の変動及び取引のマージン(筆者注:利鞘又は元値と売値の開き)から利益を得ようとしているので、この要求は特に適切であると信じている。

公開草案に対するコメントに基づき、「正味未実現可能価額」から、改訂 IAS 2 では、「公正 価値から販売するためのコストを差し引いた額」に修正したが、コメントが示唆したマークー・ツー・マーケット(相場で値洗いする)は採用しなかった。

正味実現可能価額(net realizable value)とは、通常の事業過程における見積販売価格から、それを完成するための見積原価及び販売するために必要な見積コスト(費用)を控除した金額である。見積販売価格を活発な市場のある相場商品に当てはめてみると、それは事後測定時点の相場であり、言い換えれば、公正価値(取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、又は負債が決済される価額。)である。したがって、当該公正価値から販売するためのコスト(なお、当該商品は完成品であるから完成のための見積原価は発生しない。)を差し引いた額とは、相場商品の正味実現可能価額と同意と解される。経済実態に応じて厳密に言い換えたものということができる。

なお、生物資産は、当初認識時及び各貸借対照表日において、原則として、その見積販売時費用控除後の公正価値(its fair value less estimated point-of-sale costs)で測定するが、当該販売時費用には、ブローカー及びディーラーに対するコミッション、政府当局及び商品取引所による課金、並びに移転税及び関税を含むが、資産を市場まで運ぶのに必要な運送費やその他の費用は含まない。なぜなら、資産の公正価値は、その現在の場所と状態に基づいており、たとえば、結果として、農場の牛は、関連する市場価格から牛を当該市場に運び込む運送費とその他のコストを

<sup>34)</sup> IAS 2 BC7

<sup>35)</sup> IAS 2 BC8

<sup>36)</sup> IAS 2 第 6 項

<sup>37)</sup> 同上及び IAS 41 第 8 項

<sup>38)</sup> IAS 41 第12項

差し引いたものであるからである。この公正価値の具体的な定義は、金地金等の相場商品にも該当すると解されるが、市場に運ぶための費用がかからない金融資産には該当しない。

## (2) 国際会計基準第39号「金融商品:認識と測定|

IAS 2の改訂に対応し、2003年12月改訂の国際会計基準第39号 (IAS 39) の範囲において、純額決済するコモディティ・デリバティブについては、実質的な判断を行うことが明示された。下記第6項の(a)と(b)は、従来と変わらないが、(c)および(d)が新しいもので、(c)の非金融項目の受渡しをともなうものの、それ自体、ディーリングの対象となっているもの及び(d)活発な市場のある相場商品の契約が、IAS 39の適用対象(すなわち、デリバティブとして時価評価の対象となる。)に該当することが明示された。

- 5. この基準は、現金またはその他の金融商品により、またはその契約が金融商品であるかのように金融商品を交換することによって決済することができる非金融項目の売買契約に適用する。ただし、(a)企業の予測される仕入、売上または使用の要求に従って、非金融項目を受け渡す目的で締結され保有され続けている契約は、除く。
- 6. 非金融項目を売買する契約が現金またはその他の金融商品で、または金融商品の交換によって決済する様々な方法がある。これらは以下のものを含む。
  - (a) 契約の条項が、各取引当事者が現金またはその他の金融商品で、または金融商品の交換によって純額決済することを認めている。
  - (b) 現金またはその他の金融商品で、または金融商品の交換によって純額決済する能力が 契約条項では明示されていないが、同様の契約を現金またはその他の金融商品で、ま たは金融商品の交換によって純額決済する実務慣行を持っている場合(取引相手と、 相殺契約を締結することによって、または、その行使または権利の消滅前にその契約を売却 することによって)
  - (c) 同様の契約に関し、短期間の価格またはディーラーのマージンの変動から利益を獲得するために、その企業がその基礎商品の引渡を受け、それをその後短期間に売却する 実務慣行を持っている場合、そして
  - (d) その契約の対象である非金融項目がいつでも現金に変換できる場合
  - (b)と(c)が適用される契約は、企業の予測される仕入、売上または使用の要求に従って、非金融項目を受け渡す目的で締結されることのない契約であり、したがって、この基準の範囲に含まれる。第5項が適用される他の契約は、それらが、企業の予測される仕入、売上または使用の要求に従って、非金融項目を受け渡す目的で締結され保有され続けている契約かどうか、したがって、この基準の範囲に含まれるか、決定するために、評価される。

これについて、結論の背景では、次のように説明しているが、これは(c)に関するものであろう。

<sup>39)</sup> IAS 41 第 9 項

純額決済または基礎商品の受取りとその後短期間での売却の実務慣行は、その契約が通常の方法による仕入または売上ではないことを示しているので、そのような契約は IAS 39 の範囲に含まれ、デリバティブとして処理される。

(d)については、上記第6項の最後のパラグラフ(b)と(c)の解説文に基づいて考えてみれば、(b)と(c)のような範囲に含まれるか否かの評価の制約がないため、その契約がどのようなもの(非金融商品を受渡す目的で締結されていたとしても)であっても認められると解することができる。

## 4. 米国における会計処理

米国においても、棚卸資産の評価は低価法が原則であり、収益は販売時にのみ発生すると一般に認識されている。しかし、例外的に次のものは公正価値(販売費用控除後)評価して評価益を計上することが認められている。まず、固定された貨幣的価値を有し市場での売却費用がほとんどかからない貴金属、そして、① 適切な概算原価の算定ができないこと、② 市場相場で何時でも売却可能なこと、③ 相互交換可能な単位の特徴があること、という3つの要件を満たすものである。すなわち、ARB No.43 Chapter 4の Statement 9には、次のように述べられている(下線は、筆者が記入。)。

例外的な場合にのみ棚卸資産は原価を超えて適正に計上することが<u>できる</u>。たとえば、貴金属は固定された貨幣的価値を有し、市場で売却するための費用はほとんどかからないため、当該貨幣的価値で計上することが<u>できる</u>。その他の例外は、<u>適切な概算原価の決定不能</u>なこと、市場相場により即時売買可能なこと、及び相互交換可能な単位の特徴があることによって正当化されなければならない。財貨が原価を超えて評価される場合には、当該事実をすべて開示しなければならない。

そして、Statement 9の discussion において、次のように、金、銀等の貴金属、農業生産物、鉱業生産物が例示され、「金・銀の棚卸資産は、政府が効果的にコントロールする固定された貨幣的価格のある市場がある場合、通常、売却価格が反映される。同様の取扱いは、農業、鉱業、及びその他の製品であって、その構成単位が相互交換可能であり、かつ、相場による即時売却可能性を有し、さらにその適切な原価を入手することが困難である棚卸資産に関して珍しいことではない。そのような棚卸資産が販売価格で計上された場合、もちろん、当該販売価額は処分するときに発生する支出だけ減額しなければならず、当該基準の使用は財務諸表においてすべて開示しなければならない。」と解説されている。この Statement 9 とその discussion の「適切な概算原

<sup>40)</sup> IAS 39 BC24

<sup>41)</sup> ARB 43 は、当初1953年に発行され、Chapter 4 は、1947年に米国会計士協会(現在、米国公認会計士協会)によって発行された statement に基づいていた(C. Stevenson Rowley and James L. Evans [1980]、p.38)。

<sup>42)</sup> この文章は、FASB Current Text Vol.1のI78.119にそのまま記載されている。

<sup>43)</sup> ARB 43, Discussion, パラグラフ16 (Statement 9の discussion)

価の算定ができないこと」という貴金属以外の製品の要件から、この会計処理は、当時において、該当する製品の生産者のための当初認識時の処理と思われる(購入した場合、取得原価が算定できないとは考えられないからである。)。そうであるならば、当初認識時の時価による測定額を取得原価として維持する方法も考えられるが、Statement 9は、上述要件(①)と他の要件(②と③)をすべて満たす棚卸資産の時価評価ができるとしている。また、これらの製品を扱うトレーダー=ディーラーも、貴金属のみならず、この処理が認められていると解されている。

この根拠として discussion では、次のように討議されている。

この Statement 9 が公表された当時は存在したと思われる金・銀の棚卸資産の固定価格は最早、存在していないが、金・銀は、活発な市場で変動している相場により、いつでも売却可能であり、たとえば、金地金は、わが国では 1~kg、5~kg、10kg 等の延べ棒であり相互交換可能な単位であるため、時価評価の要件②と③を満たす。なお、製造過程で用いられる貴金属は、即時売却のために保有されるものではなく他の要件も満たさないため低価法しか認められない。また、その仕掛品も、②と③の要件を満たさないため、原価を超えた市場価格で計上することは認められていない。

①の要件である、適切な概算原価の算定ができない、言い換えれば、適切な原価を入手することが困難な状況は、現在、ITの技術革新と展開を考慮すれば、公開企業はもちろん、ある程度の規模で会計監査を受けている企業にもほとんどあり得ないと思われる。したがって、①の要件は安楽死もしくは無効化しており、②と③の要件を満たせば、公正価値(販売費用控除後)評価が認められると解される。FASBの概念フレームワーク第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」第83項aにおいても、次のように述べられている。

<sup>44)</sup> IAS 41 農業,によれば、生物資産は、当初認識時及び各貸借対照表日において公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、その見積販売時費用控除後の公正価値で測定するが(第12パラグラフ)、企業の生物資産から収穫された農産物は、収穫時において、その見積販売時費用控除後の公正価値で測定し、その測定額は、IAS2「棚卸資産」または他のIAS適用における、その時点での原価になる(第13パラグラフ)(下線は筆者による)。

<sup>45) &</sup>quot;AICPA Audit and Accounting Guide: Brokers and Dealers in Securities" Chapter 7 Accounting Model 7.02に「ブローカー=ディーラーは,棚卸資産及びデリバティブ残高を公正価値で会計処理する。」とある(下線は筆者による)。棚卸資産の時価評価を行う証券業以外のブローカー=ディーラーはこの規定も考慮していると解される。ARB 43, Chapter 4 の Statement 9 は,できる規定であるが,この規定は「する」という表現で,強制するところに違いがある。

<sup>46)</sup> AICPA Technical Practice Aids (TIS Section 2140.08), 2202/2003 edition

<sup>47)</sup> Speech by SEC Staff: Opportunities for Improving Quality *Remarks by* Lynn E. Turner 2000年12月 15日 —Circumstances Where Inventory May Be Stated at Above; http://edgar.sec.gov/news/speech/spch451.htm

<sup>48)</sup> 同上(注47の Speech)には、「今日の経済において、力強い原価計算ソフトによってサポートされている洗練された原価計算テクニックは、棚卸資産の適切な概算原価を決定できない登録企業が、もしあったとしても、ほとんどないことを示唆する。」と述べられている。

収益及び利得は、一般に、実現するか、実現可能となるまで認識されない。……受け取った若しくは保有している関連資産が既知の現金の額又は現金請求権に容易に転換可能となるときに、収益及び利得は実現可能となる。容易に(現金に)転換可能な資産は、(i)「互換可能(代替可能)な単位」、及び(ii)価格に著しい影響を及ばすことなく、当該企業が保有している当該資産の数量を速やかに吸収できる活発な市場において入手可能な「相場価格」を持っている。

FAS133 の適用対象となるコモディティ・デリバティブに関し、デリバティブの要件の一つである純額決済については、資産を引き渡す場合でもその資産は何時でも現金に変換することができれば、純額決済に該当するものとして扱われる。したがって、活発な市場のある相場商品の先渡契約は、FAS 133 の適用対象であり、時価評価し評価差額は当期損益に計上することになる。なお、エネルギーのトレーディング活動に含まれる物的棚卸資産については、業種の実務慣行に基づき公正価値で計上されていたが、エンロン事件の後、2002年に EITF 02-03 「エネルギーのトレーディングとリスク管理活動に関連する、トレーディング目的のデリバティブ契約とその他の契約の会計処理に関する論点」が公表されたことにより、1998年に公表された EITF 98-10 「エネルギーのトレーディングとリスク管理活動に関連する契約の会計処理」が廃止決定され、当該物的棚卸資産を公正価値で認識する基礎が排除されることになったため、業種としての棚卸資産公正価値評価の特典はなくなった。

#### 5. 英国におけるトレーダーの棚卸資産の評価基準

1919年9月から2004年6月6日まで長期にわたりロンドン・フィキシングのリーダーであったNM Rothschild & Sons Limited の1999年度の連結財務諸表の会計方針には、次のように書かれている。

金地金及びベースメタルに係る資産負債は、貸借対照表日の市場相場で貸借対照表に含まれている。

<sup>49)</sup> この括弧書きは、読者の理解のために、筆者が挿入。

<sup>50) 「 」</sup>は筆者が挿入。

<sup>51)</sup> 同上

<sup>52)</sup> FAS 133 パラグラフ 9.(c)。この部分の注 5 において、次のように言及している。「FASB 概念基準書第 5 号「営利企業の財務諸表における認識と測定」が、何時でも現金に変換することができる資産は、"(i) 代替可能単位、及び(ii) 価格に著しい影響を及ぼすことなく、当該企業が所有している資産を即時に吸収できる活発な市場において入手可能な相場価格を持っている(パラグラフ83(a)。)"と述べている。」

<sup>53)</sup> EITF 02-03 第15項

<sup>54)</sup> Speech by SEC Staff (Lynn E. Turner), 2000年12月には、EITF 98-10の指針に従ってトレーディング 活動をしている会社の保有する物理的棚卸資産も、原価を超えた価額で評価することが認められうることが 言明されている。

また、2005年度の連結財務諸表の会計方針では、次のように書かれている。

金地金に係る資産負債は、貸借対照表日の市場相場で貸借対照表に含まれている。金地金は、 現金及び中央銀行預金に含まれている。

英国においても、棚卸資産の評価は低価法によることが要求されている。しかし、トレーダー=ディーラーの市場性のある商品については、実務上、英国会計基準の「True and fair override」により時価評価し評価損益は当期損益処理するケースが多いようである。この場合、true and fair のための会計基準からの逸脱である旨、及びその影響を記載する必要がある。これに該当するケースとして次のような欧州三井物産の例(2004年度連結財務諸表-会計方針)がある。

連結賃借対照表の棚卸資産残高に含まれるトレーディング目的の現物商品のポジションは、 値洗基準 (mark to market) によっている。これは、決算日現在、実現した利益だけを損益 計算書に計上すべきとする1985年会社法の附則 4 に準拠していない。当社の取締役は、ト レーディング目的の現物商品の保有に関係する会社の利益と関連リスクは、値洗基準により、 より適正に表示されるという見解を有している。この処理の結果、当期に発生した純利益は 9,487千ユーロである。

#### 6. トレーダーの棚卸資産の時価評価とその示唆

## (1) トレーダーのニーズと対応-国際会計基準又は各国における対応

本稿 2. わが国におけるトレーダー=ディーラーの実際の金取引で概観したとおり、現物価格と先物価格(先物価格は受渡決済期日によりすべて異なる。)又はロコ・ロンドンとロコ・東京のように通貨も時価も異なり為替予約も絡む複雑なポジションである場合、ディーリング取引から生じたデリバティブである先物契約残高、先渡契約残高及びオプション取引残高とともに、貸借荷残高、為替リスクのヘッジのための為替予約残高さらに、棚卸資産である金の在庫と金口座残高も含め総ロング・総ショートの残高すべてを時価評価し、評価差額を当期損益に計上することによって、はじめてディーリング取引の経済実態を把握することができる。言い換えれば、金のディーリング取引から生じたすべての未実現の残高を時価評価することにより、はじめて当該ディーリングの実態を把握できることになる。その一部分として棚卸資産である金の在庫と金口座残高の時価評価が必要不可欠である。

このため、2000年に金融商品会計実務指針が公表されたときに、「金先物取引、金先渡取引と 組み合わされたトレーディング目的の金地金や、LME 取引に係る先物取引、先渡取引と組み合 わされたトレーディング目的の関連商品地金は、時価評価できないか」との問い合わせがトレー

<sup>55)</sup> 本稿 6. (1)②において解説。

ダーから、あったにもかかわらず、当時のIAS 2 が時価評価を認めていないこと及び商法上の棚卸資産の評価に関する制約から、時価評価は否定された。その後、国際財務報告基準とのコンバージョンと会社計算規則の制定の結果、2006年にして、ようやく時価評価が認められこととなった。

旧商法の下では、棚卸資産の時価評価は認められていなかったが、それは原則論であって、米国基準では、前述の通り特定の現物商品又は一定の要件を満たす現物商品については、従来から時価評価が認められており、英国でも、トレーダーには取引実態に応じた棚卸資産の時価評価が認められていた。ここで検討しておきたいのは、取引実態に応じた棚卸資産の時価評価を、わが国においてもトレーダーに係る公正なる会計慣行として認める余地が全くなかったかどうかという論点である。当時の商法における実質的な問題は評価益の配当可能利益からの控除であったと考えることができる。それゆえ、トレーダーが棚卸資産を時価評価し、評価差額を損益に計上したうえで、当該差額が評価益の場合、配当可能利益から控除すれば、実質的な商法の考え方に反することはないと判断し、筆者は、この処理と考え方を主張し一部の賛同者はあったが、時代はこれを受け入れなかった。国際経済の中で活発に活動する企業にとって、この6年間は短くはな

<sup>56) 2006</sup>年3月期の有価証券報告書によれば、連結財務諸表で米国基準を採用している三菱商事、三井物産、伊藤忠商事、丸紅の重要な会計方針には、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、記載されていない。これは、全社ベースでは重要性がないためと解される。これに対し、2003年3月期から米国基準を採用した住友商事は、当該期以降、重要な会計方針の棚卸資産において、「貴金属等の市況商品は、市場価格により評価し、評価差額は当期損益に計上しております。」と記載している。

<sup>57)</sup> 商法の明文規定は網羅的ではないだけではなく、法律の改廃の作業には時間と手間がかかり、状況と時代の変化に対応して改正される保証はないと認識したうえで、次のように離脱規定を設けることが適切であろうと明言されている。

計算書類規則3条/3および商法計算規則の趣旨からは、単に商法の明文の規定に従ったのみでは、情報作成者は266条/3第2項の責任を負わないとは言い切れないのであり、明文の規定および「公正なる会計慣行」に従った本体開示では情報提供として不十分な場合に注記が要求されることには異論がないであろう。そうであるとすれば、注記では不十分な場合には、本体作成にあたり、商法の明文の規定からの離脱を例外的に認めることが、会社の経理内容の開示・公開という商法計算規定の目的に沿うものといえるのであり、離脱規定の導入を立法論として検討する必要があるのではないか。そして、商法計算規定あるいは会計基準の制定改廃が適時に行われない可能性に注目するのであれば、ある業種に属する会社またはある取引類型について例外的に離脱を認める余地を与えるのが、商法計算規定あるいは企業会計審議会の公表する会計基準の適用が特定の会社の特別な状況の下では必ずしも適切でないことがあると解するのであれば、特定の会社の特別な状況の下での離脱を、それぞれ認めることが抽象論としては適切であろう(弥永真生、2000年、262頁)。

<sup>58)</sup> この点について次のような解釈がある。商法計算規定について、歴史的経過及び社会的実態の観点から考察する限り、「配当規制」条項(主として「配当可能利益の限度額」算定に関する条項)は、株主と会社債権者との直接的な「利害調整」事項であるので、従来通り、「強行法規制を有する」と解釈するのが商法の目的・趣旨に最も合致することになる。これに対し、会計帳簿作成および財務諸表作成に関する「会計規制」条項は明治中期の商法制定以来一貫して、「任意法規制を有する」条項であったし、また、昭和37年および昭和49年の改正以降現在も「任意法規制を有する」と解釈するのが、商法制定以来の社会的実態に合致するとともに、比較法的に見たグローバルな観点からも、合理的かつシステム整合的であることは明かである(長久保如玄 [1998] 119頁)。

なお、旧商法においては、売買目的有価証券の評価差益は配当可能利益から控除されていたが、会社法の下では、配当可能利益から控除されないこととなった。したがって、トレーディング目的の棚卸資産の評価 差益も配当可能利益から控除されないと解される。

表 4 計算規則又は会計基準では適正な財政状態及び経営成績を示すことができない場合の対応

国際会計基準 各 国	対 応			
国際会計基準	<ul><li>・規制の枠組みが禁じていないときは、基準から乖離した適正な会計処理を採用し、必要な開示を行う。</li><li>・規制の枠組みが禁じているときは誤解を減じるため、当該基準等の要求内容、誤解を与えるため財務諸表の目的に反することとなる理由、必要な修正額の開示を行う。</li></ul>			
米 国	・公開企業の場合、EITF に質問し、その討議に基づく結論に従って処理するのが 実務と考えられる。 ・AICPA の職業倫理規定・行為規則第203によれば、財務諸表が FASB の会計原則 から重大な離脱をしている場合、当該財務諸表は一般に認められた会計原則に準 拠している旨を表明してはならないが、特殊な状況にあるため FASB 基準で財 務諸表を作成すれば誤解を招くということを AICPA の会員が立証できる場合に は、この限りではない。			
英 国	・例外的な状況において、もし、会計基準の要求に準拠することが、真実かつ公正な概観を示すべしという要求と矛盾するならば、真実かつ公正な概観を示すために必要な範囲まで、当該会計基準の要求から乖離しなければならない。 ・会計基準から重要な乖離をした場合には、その詳細、理由および影響額を、財務諸表において開示しなければならない。			
日本	日本の商法時代 ・商法上の評価規定の制約がある場合, 何もできなかった。少くとも,規定に 書かれていないことはできないと通常 の会計専門家は考えていた。	日本の会社法施行後 会社計算規則(2006年)では、評価に関 する制約がなくなったため、ニーズに あった認識・測定ができることになる。		

く,経済実態に応じた速やかな対応を計ることができる制度設計及び会計専門家としての適切な 判断力が必要であったと思われる。

このような会社法規則又は会計基準等の制度的な制約がある場合,国際会計基準及び各国においては,どのように対応しているかをみてみよう。なお,これらの対応は,表4のように要約できる。

#### ① 国際会計基準における対応

国際会計基準では、極めて稀な状況として基準等に準拠すると誤解を与える場合、規制の枠組みが禁じていないときは基準から乖離した適正な会計処理を採用し、必要な開示を行う。また、規制の枠組みが禁じているときは誤解を減じるため、当該基準等の要求内容、誤解を与えるため財務諸表の目的に反することとなる理由、必要な修正額の開示を求めている。

<sup>59)</sup> IAS 1 第17項,18項

<sup>60)</sup> IAS 1 第21項

#### ② 米国における対応

FASB の Emerging Issues Task Force (EITF) が、様々な問題に対応し、結論を文書で公表している。米国公認会計士協会(AICPA)の職業倫理規定・行為規則第203によれば、財務諸表がFASB によって公表される会計原則から重大な離脱をしている場合には、当該財務諸表は一般に認められた会計原則に準拠している旨を表明してはならないが、特殊な状況にあるためFASB 基準で財務諸表を作成すれば誤解を招くということを AICPA の会員が立証できる場合には、この限りではないとされている。しかし、公開企業においては、会計監査人とともに、根拠資料を準備したうえでFASB の EITF に質問し、その討議に基づく結論に従って処理するのが実務と考えられる。

### ③ 英国における対応

英国では、適正な表示のための会計処理が会計基準に反する場合、会計基準に関する趣意書に、 <sup>62)</sup> 当該会計処理を採用し必要な情報開示を行う次のような「True and fair override」がある。こ の具体例は既に 5. において述べた。

19 例外的な状況において、もし、会計基準の要求に準拠することが、真実かつ公正な概観を示すべしという要求と矛盾するならば、真実かつ公正な概観を示すために必要な範囲まで、当該会計基準の要求から乖離しなければならない。このような場合、当該状況の経済的商業的特質と首尾一貫すべき適切な代替処理を考案するために、事情に精通した偏向のない判断を行使しなければならない。会計基準から重要な乖離をした場合には、その詳細、理由および影響額を、財務諸表において開示しなければならない。この開示は、会社法の特定の会計規定から乖離した場合の開示と、同等でなければならない。

#### ④ 日本における対応

金融商品会計に関する Q&A の Q21で取り上げられ容認されなかったトレーディング目的の金地金等の国際相場商品に係る時価評価は、新たな会計上の問題に対処している ASBJ によっても、前述の通り、商法の下では制度的な制約があるため、認められなかった。

しかし、過去に、例外がなかったわけではない。金融商品会計(1999年4月1日より始まる事業年度から適用)により、デリバティブと売買目的有価証券の時価評価が導入されたが、それ以前に、一部の業種に時価評価が認められていた。

1990年3月に公表された大蔵省銀行局銀行課長事務連絡「外国為替公認銀行における外貨建資産等及び通貨オプション取引の経理処理について」により、同年4月1日以降開始する営業年度から適用する、外国為替公認銀行における外貨建取引等については、次のように処理することと

<sup>61)</sup> FASB 概念基準書各号の前文である「財務会計諸概念に関するステートメント」の最後において、当ステートメントは、この規則の適用を行使するものではないと述べ、この行為規則第203の内容を注記している。

<sup>62)</sup> 会計基準に関する趣意書 (1993) の前の状況については、弥永真生 [2000] 267頁の注8に詳しい。

<sup>63)</sup> Forward to Accounting Standards 第19項(会計基準に関する趣意書 第19項(田中 弘他訳「イギリス財 務報告基準」 8 頁を参考に筆者が翻訳)

なった。外国通貨、外貨建債権債務及び通貨先物取引にかかわる先物売為替・先物買為替など (為替予約、通貨先物、通貨スワップ、通貨オプションを含む。)の外国為替持高(外貨建資産等)は、 決算日の相場により換算と換算差損益及び外国為替売買損益(外国為替売買にかかわる値洗損益) を算出し計上する。なお、当該銀行ではこれらの損益を引直損益という。

これは、通貨別に直物持高と先物持高(通貨関連デリバティブすべてを含む。)とを合算した総合持高がスクェアーになるように為替操作を行っているので、すべてのポジションを各々直物相場、先物相場等の時価で換算する必要があるためである。言い換えれば、総ロング・総ショートでリスク管理しており、ネット・ポジションにのみ為替リスクがあることから、すべて換算・時価評価することにより初めて適切な損益が把握できるためである。監督官庁の課長名による事務連絡という形でこのような経済実態を適切に反映する会計処理が行われるようになった。その本質なり実態は、国際相場商品を扱うトレーダーと同じである。

次に、1996年6月「金融機関等の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」が国会で成立し、銀行等の金融機関及び証券会社は金利、通貨の価格、有価証券市場における相場の短期的な変動等を利用して利益を得る等の目的(トレーディング目的)及びその対象となる財産を、その他の取引及び財産と区分して経理でき、この場合、商法の規定にかかわらず、これらを時価により評価することができるようになった(銀行法第17条の2、証券取引法第56条の2等)。これに基づき大蔵省の認可を受けた金融機関のトレーディング取引について、1997年4月1日より始まる事業年度から時価評価が導入された。これは、商法に時価評価規定がないため、特別法で手当てしたものである。

国際相場商品をトレーディング目的とする商社の棚卸資産を含めたすべてのポジションの時価 評価のニーズはあったものの、関係する会社数は、金融機関・証券会社等と比べはるかに少なく、 経済的影響に重要性がないこと、当該業種から所管省庁に働きかけはあったものの所管省庁が経 済産業省であり、会計及び経理の分野における対応を経験・熟知していたわけではないことから、 上記のような手当はできなかったものと考えられる。

2006年2月の会社計算規則の設定により、資産負債について事業年度の末日において時価又は 適正な価格を付すことが適当なものについては、時価又は適正な価格を付すことができるように 60) なった。したがって、決算日の評価については会社法上の制約はなくなったと解される。今後は、

<sup>64)</sup> 詳細については、伊藤 眞 [1990] 98頁から103頁を参照

<sup>65)</sup> この特別法は、1995年5月に公表された金融制度調査会基本問題検討委員会報告「金融仲介機能の新たな展開への対応」において、金融機関の基本的役割である金融仲介機能と決済機能のうち、金融仲介機能の新たな展開がグローバル化された世界の中で今後期待されており、当該機能の本質を資金調達主体の信用リスクや金融商品に内在する市場リスクの仲介にあると捉え、デリバティブや債権流動化等の金融取引が金融仲介機能として拡大・発展することが期待されるため、そのために必要な整備の観点から、仲介を行うトレーダーのためのリスク管理と一体化したトレーディング勘定の時価評価の検討が促されていたことに対応したものである。

<sup>66)</sup> 会社計算規則第5条第6項第2号及び第3号,第6条第3項

<sup>67)</sup> 金融商品に関する会計基準 第32項ただし書きにより、時価ヘッジ会計が認められているが、結論の背景の第106項(2006年8月の改正前は、意見書の六.4(2)に記載。)において、「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には、当該資産又は負債に係る損益とヘッジ手段にノ

このような認識と測定に係る会計上の論点が提起された場合には、ASBJに、速やか、かつ適切な対応を強く期待したい。

#### (2) 金融機関のバンキング勘定の全面時価会計の必要性

国際相場商品に係るアービトラージュによる相場変動リスクの回避において、アービトラージュの一方の買建約定が受渡決済を行い、たまたま現物資産を取得した場合に、それが対応する売建約定の受け渡しにより実現するまで、損益を認識しないとすれば、アービトラージュの当該売建約定のポジションの評価損益と相殺し合わないこととなる。また、これを見合わすためのヘッジ会計は、自由な効率性のあるトレーディング取引を阻害することとなり、コストも高いものとなるうえ、取引量の多さから考えても実務上、実行不能である。したがって、通貨の異なる複数の市場を相手にした取引で、非金融デリバティブ及び金融デリバティブとスポット取引並びに現物資産を組合せ、マクロ・ヘッジ、アービトラージュなどの技法を駆使して行うものは、全面時価評価しか実態を把握する方法がないため、相場商品のトレーディング取引については、全面時価評価が国際的に実務慣行として成立してきたものと解される。わが国の会計基準も、2006年2月の会社計算規則の制定に基づくIFRSsとのコンバージョンを通じて、ようやく、この国際的実務慣行を取り入れることとなり、関係者のニーズを満たすものとなった。

コモディティ・デリバティブについては、金融商品会計実務指針において、改訂前の IAS 39に基づき、純額決済するもののみを金融商品会計の対象としているが、2003年改訂の IAS 39を反映し金融デリバティブと同様に、「資産の引渡を定めているが、その受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くもの」も対象とすることを明示すべきであろう。すなわち、2003年改訂 IAS 39の第5項「(c)同様の契約に関し、短期間の価格またはディーラーのマージンの変動から利益を獲得するために、その企業がその基礎商品の引渡を受け、それをその後短期間に売却する実務慣行を持っている場合、そして、(d)その契約の対象である非金融項目がいつでも現金に変換できる場合」も対象として明示すべきであろう。国際相場商品のような(d)の対象コモディティが活発な市場でいつでも換金されるため時価評価されるのであれば、それを受け渡す契約も時価評

2006年の会社計算規則の公布により、資産負債の評価については法的制約がなくなったことから、会計基準の構成に基づいて考えれば、第106項の「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には」が削除されない場合であっても、時価ヘッジ会計を適用することは、基準に反することにはならないと考える。しかし、実際に時価ヘッジ会計を採用する場合には、ASBJに問い合わせたうえで行うことが実務上適切であろう。

<sup>○</sup>係る損益とを同一の会計期間に認識する考え方がある。諸外国の会計基準では、このような考え方に基づく処理も採用されていることを考慮し、これを認めることとした。」と解説されている。この「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合」については、(1)ヘッジ会計適用前にヘッジ対象の時価評価差額が損益に計上されている場合と(2)法的な制約がない場合という2つの意味がある。前者の場合、ヘッジ対象は取得原価又は償却原価で評価されるか、その他有価証券は時価評価差額が資本直入されるため、これを満たさない。ところで、基準はその他有価証券について、時価評価し評価差額を資本直入する方法を導入したが、商法上の手当が必要であったため、適用時期を1年遅らせた。結果として商法はすぐ対応し改正された。したがって、形だけではなく時価ヘッジ会計を自由に選択適用できる構成としたうえで商法に働きかけていれば、対応する改正の可能性はあったと解される。なお、実務指針においては、経済実態を適正に表示するため例外的にその他有価証券の時価ヘッジ会計が認められた。

価すべきであり、当該契約はコモディティの受取人をいつでも純額決済と同様の状況におくから である。

金融機関における金融資産、デリバティブのトレーディングについては時価会計であり、これは特定取引資産・負債として区分掲記されているが、商品有価証券など売買目的有価証券残高は多額であり、それ自体、値上がり益を狙う本来の売買目的であると思われる。これに対し、バンキング部門は、有価証券について、償却原価又は時価評価し評価差額を純資産直入し、貸付金、借入金については、取得原価若しくは償却原価を貸借対照表に計上している。取引自体はマクロ・ヘッジ、アービトラージュそして ALM によって行なわれ、残高は時価評価されてリスク管理されている。取引内容・管理手法は、コモディティ・トレーダーと酷似している。

しかし、貸付金、借入金を含む全面時価評価は、時価の信頼性の問題と相俟って、一般的に強い反対を受けている。金融機関はネット・ポジションのヘッジに際し、当該残高につき特定の貸付金なり、借入金のヘッジとして指定しヘッジ会計を適用しており、さらに、金利変動リスク及び信用リスクさらに金利が反映される為替変動リスクを対象とするヘッジ取引によるヘッジ手段の損益が、期間経過に応じて配分され時価評価時に一度に当期損益計上されないためインパクトが少なく、近似値としてそれほど違和感のない会計数値が得られるのも、相場商品のトレーダーとの意識の違いの一つの理由と解される。

都市銀行は、2006年3月期において、流動化を含め不良債権の処理も終わり貸倒引当金の戻入益、繰延税金資産の回収不能額の戻し入れ益等も含めて、史上最高益をあげている。今後、債権の流動化がますます活発になり、市場が大きくなっていくと思われる。例えば、短期資金調達で、固定金利運用の場合に金利相場が上昇していく場面においては、ALMにより時価評価すれば損失となる。短期資金を借換え又はデリバティブにより固定金利調達に乗り換えれば、損失が確定してしまうし、ほっとけばさらに損失がふくらむ。このような姿が経済実態なのに、貸付金、借入金を取得原価若しくは償却原価に据え置き、発生主義で利息を認識していく結果、当該含み損又は確定損失が時間の経過とともに少しずつ計上されることになるが、このような会計処理方法に財務諸表の目的適合性があるのかという根本的な問題がある。すなわち、経営者は ALM の内部管理数値によりは大きな含み損を抱えていることを認識しているのに、財務諸表の利用者は、期間経過に基づく当期発生分のみが反映された利益が少し低くなっただけであるという認識しか持ち得ないという情報格差の問題である。さらに、取得原価又は償却原価で測定する場合、債権の流動化により何時でも含み損益を恣意的に実現損益として計上できる。このような観点から、金融機関のバンキング部門についても、早い機会に時価会計の導入が必要と考えられる。

<sup>68)</sup> わが国の金融商品会計基準においては、評価損のみを当期損益に計上する部分純資産直入法も認められているが、金融商品会計基準公表後、税務上も低価法が認められなくなったため実務上ほとんど採用されていない。

#### 7. 終わりに

トレーダーのトレーディング目的の棚卸資産を時価評価し評価差額を損益に計上する会計処理について、わが国における過去の経緯、そして、アービトラージュとマクロ・ヘッジというトレーダーのトレーディング取引実態に基づく時価評価の必要性を検証した。国際会計基準、米国基準、英国基準の処理方法をみてきたが、従来より、いずれも時価評価が導入されている。トレーダーの複雑な取引実態を分析してみれば、時価評価によりリスク管理と業績管理を行う内部管理会計数値は、財務情報数値としても極めて有用であり、時価評価の導入は理にかなったものである。そして、会計基準では財政状態・経営成績を適正に表示できない場合の会計処理に関する国際会計基準、米国、英国における対応をレビューした。わが国においては、2006年2月の会社計算規則の公布により、認識・評価の法的な制約はなくなった。そして、トレーダーの取引実態とリスク管理と業績管理に基づく会計処理は、金融機関のバンキング部門の取引の残高について全面時価評価を導入すべきことを示唆している。

このテーマは、筆者が、かつて、会計監査でトレーダーの会計処理につき、三井物産の現場のトレーダー、ミドル・オフィス、バック・オフィス、経理部門の方々(担当者から最高責任者まで)と、長年にわたり会計処理はどうあるべきか議論してきたことに基づいている。2005年に一部の関係者から再び hearing することによって取引実態は変わっていないことを確認し、その取引は金地金ディーラーが著した本に詳しく載っていることを教えて頂いた。米国基準における貴金属、鉱業品、農産物等に関する会計処理は、これに詳しい郷田英仁公認会計士に教えて頂いた。また、英国におけるトレーダーの会計処理については、2004年12月に当時、ロンドンに駐在していた森重秀一公認会計士に教えて頂いた。

書き残されたもののみが歴史であると友岡賛教授から教わったが、筆者が現場の方々からお聞きし、議論・検討した取引実態、論点、並びに会計処理の考え方を一つの経験として書き残しておきたいという思いがこの論文を書く動機の一つとなった。

2006年9月7日,日本会計研究学会の全国大会の自由論題の部において、このテーマについて講演したときに、次のような貴重な質問と示唆を受けた。

田中建二教授からいただいた、金地金以外にトレーディングの対象となる現物商品には、どのようなものがあるかという質問については、主要なものをお話し、この論文にも詳しく記載した。藤田敬司教授からいただいた、物の受渡しを目的とするトレーダーの会計処理はどのように考えるのかという質問に対しては、原則論としては時価評価の対象とならないが、日々刻々の相場を知っており、それに基づいて売り又は買いを決める顧客を取引先とする国際相場商品を扱うトレーダーとしての機能を果たしているのであれば、取引の過程でリスクを極小化しつつ、値上がり益とマージンを確保する取引を行うことになるから、実質的にトレーディング目的であり適用対象となるという考え方もあり得ると考える。これは、本文で述べたコモディティ・デリバティブの IAS 39 の適用対象(d)の解釈とも関係し今後の検討課題でもある。なお、時価ヘッジ会計を

適用すれば解決できるのではないかとの指摘については、既に述べたようにアービトラージュをベースとした複雑かつ量的に多いものはもちろん、効率的かつ自由なヘッジ取引を行うトレーディングには、繰延ヘッジ会計と同様、時価ヘッジ会計であっても、その適用は実務上、極めて困難と思われる。

黒川行治教授からの、活発な市場のある相場商品は、トレーディング目的のみならず、すべて時価評価するという考え方はないのかという質問については、現行の実現主義に基づく収益認識の会計基準の下では、すべて時価評価するまでには至らないと考えると答えたが、このような処理に対しトレーダー以外の企業のニーズがあるのかどうか(現時点では、トレーダー以外で棚卸資産を時価評価したいという企業は、ないか、たとえあったとしても極めて少ないと筆者は考えている。)を含めて、さらに考えたい。

この論文のテーマが、相場商品のトレーダーという極めて少数の企業のマイナーな会計処理であるという筆者の説明に対し、司会の横山和夫教授から、今はマイナーであってもその考え方は将来、必ず影響力を持つことになるとの暖かい励ましのお言葉をいただいた。

上記のみなさま方に深謝の意を表したい。なお、この論文は、慶應義塾大学の学事振興資金 (研究補助) に基づく成果物である。

## 参考文献

企業会計基準公開草案第12号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準」企業会計基準委員会,2006年4月14日企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」企業会計基準委員会,2006年7月5日

会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い | 2006年7月改正

「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」企業会計基準委員会,2005年10月19日

「金融商品に係る会計基準」企業会計審議会,1999年1月

「金融商品に関する会計基準」企業会計基準委員会,2006年8月改正

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」日本公認会計士協会,2000年1月,2006年10月最 終改正

「金融商品会計に関するQ&A|日本公認会計士協会 会計制度委員会,2000年9月,2006年10月最終改正

池水雄―[1993] 『ゴールド・ディーリングのすべて:マーケットとディーラーたち』池水雄―編著,神保出版会

伊藤 眞 [1990] 『外貨換算会計の実務』中央経済社

大塚宗春 [1997] 「トレーディング勘定への時価評価導入の意義」『企業会計』'97 Vol.49, No.4

木原大輔 [1982]『金取引所と金投資の知識』時事通信社

武田隆二「2003」『最新 財務諸表論』第9版,中央経済社

長久保如玄 [1998]『制度会計学の基本問題 — 「公正ナル会計慣行」と商法(計算規定) との関連を中心に — 『森山書店

藤田敬司 [2005] 『現代資産会計論』 中央経済社

弥永真生 [2000] 『商法計算規定と企業会計』中央経済社

三菱ゴールドパーク マーケット用語集(http://www.mmc.co.jp/gold/market/term/index.html #03), 2006年7月11日

"Accounting Research Bulletin (ARB) No.43, Chapter 4, Statement 9" 1953

"AICPA Professional Standards" Volume 2, Asof June 1, 2006

AICPA BAI—Code Rule Specific Question (203) (http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Profession al+Ethics+Code+of+Professional+Conduct/Professional+Ethics/bai/coderulespecificquestions6.htm), 2006年12月17日

EITF Abstracts, Issue No.98-10, "Accounting for Contracts Involved in Energy Trading and Risk Manage-

ment Activities" 2001

EITF Abstracts, Issue No.02-03 "Issues Involved in Accounting for Derivative Contracts Held for Trading Purposes and Contracts Involved in Energy Trading and Risk Management Activities" 1998

FASB Derivatives Implementation Group "Statement 133 Implementation Issue No.A19" 2001

FASB Concepts Statement No.5 "Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises" (FASB 概念基準書第5号『営利企業の財務諸表における認識と測定』中央経済社)

FASB Current Text Vol.1, 2002/2003 Edition

International Accounting Standard 2 "Inventory" 1993年改訂(『国際会計基準書2001年』国際会計基準審議会, 日本公認会計士協会国際委員会訳,同文館出版,2001年)

International Accounting Standard 2 "Inventory" 2003年12月改訂(『国際財務報告基準書2004年』国際会計基準審議会,企業会計基準委員会翻訳,LexisNexis, 2005年)

International Accounting Standard 39 "Financial Instrument — Recognition and Measurement" 2003年12月 改訂

International Accounting Standard 41 "Agriculture" 2001

C. Stevenson Rowley and James L. Evans [1980] "Inventory Pricing in the Grain Industry"

Statement of Financial Accounting Standards No.133 "Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities" 1998

"Forward to Accounting Standards" Financial Reporting Council, UK, 1993 (田中 弘・原 光世訳『イギリス財務報告基準』中央経済社、1994年)

三井物産,三菱商事,伊藤忠商事,丸紅の2006年3月期の有価証券報告書

住友商事の2003年3月期から2006年3月期の有価証券報告書

N M Rothschild & Sons Limited の1999年度及び2005年度の連結財務諸表

欧州三井物産の2004年3月期連結財務諸表

三菱 UFJ フィナンシャル・グループの2006年 3 月期連結決算短信